資金調達を黒石商工会議所がサポート！

●運転資金として／仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなどに。
●設備資金として／工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入などに。

マル経融資　小規模事業者経営改善資金
商工会議所の推薦を受けた小規模事業者がご利用になれます。

無担保 無保証人 低利 年率1.65%

［ ご融資額 ］	［ ご返済期間 ］
1,500万円	運転資金 7年以内 設備資金10年以内

H25.5.16現在

●特許・商標等（知的財産）無料個別相談会のご案内

特許・商標の取得相談、意匠（デザイン）の登録相談、商品のネーミングの権利侵害など弁理士が無料で相談に応じます。初心者の方、大歓迎！事前のご予約をおすすめします。

■日　　時：平成25年6月21日（金）13:00～16:00（相談時間お一人30分間）
■場　　所：黒石商工会議所（黒石市市ノ町5-2 黒石市産業会館２F）
■相 談 員：藤木博弁理士（アノア国際特許事務所代表）
　　知的支援財産支援コーディネーター　今野峰子氏
■参 加 費：無料　　■定員：6名（申込先着順）
■申込締切：6月18日（火）までお申込みください。

●お問い合わせ
黒石商工会議所 相談課　TEL:52-4316　（主催）一般社団法人青森県発明協会

記事：古川稚子

●専門家派遣制度！エキスパートバンク

あなたの経営をエキスパートバンクがサポートします！この機会に専門家のアドバイスを受けてみませんか？
エキスパートバンクとは、経営や技術面でお困りの小規模事業者（商業・サービス業5人以下、製造業・その他20人以下）に、登録されたエキスパート（専門家）を直接事業所に派遣し、具体的かつ実践的なアドバイスによって問題の解決を図っていく制度です。

【こんなときにご活用下さい！】

・店舗レイアウトを見直したい　・新商品や新事業のアドバイスがほしい
・事業の多角化を図りたい　・コストダウンを図りたい
・人材のレベルアップを図りたい　・ネット販売を行いたい　など

■費　　用：1事業所1回は無料。※2回目以降は費用負担があります。
■登録分野：経営販売管理、店舗広告デザイン、情報処理システム等さまざまな分野の専門家が登録しています。

●お問い合わせ　黒石商工会議所 中小企業相談所　TEL:52-4316

記事：清藤直子

●特定健康診査受診券をご自宅にお送りしています！

協会けんぽでは、これまで加入者のご家族様が検診を受診する際に必要な特定健康診査受診券を事業主あてに送付してましたが、平成25年度より、加入者ご本人様のご住所に受診券を直接お送りしています。平成25年4月以降、順次お送りしています。対象者は40歳～74歳の協会けんぽ加入の被扶養者で、年度内に1回限り検診費用の一部を補助します。
くわしくは協会けんぽホームページ、または当会議所まで。

●お問い合わせ　黒石商工会議所 業務課　TEL:52-4316

記事：山口奈保子

●献血にご協力ください!!

健康な血液が支える貴い生命。患者さんの生命を守るのは、献血から生まれる愛の贈り物。贈ろう、あなたの気持ち。

■日時：平成25年7月14日（日）9:00～15:00まで
　　（昼休み12:00～13:15）
■場所：横町「中林酒店様」隣
　　日本赤十字社青森県支部献血バス

献血者にはクラシックカーinこみせオリジナルタオル等を贈呈いたします。また、献血に合わせてアンケート調査を実施しますので、ご協力お願い致します。

●お問い合わせ　黒石商工会議所 厚生・福祉部会　TEL:52-4316

記事：西沢弘

●平成25年度「健康診断助成金」のお知らせ

黒石商工会議所では、共済制度加入者を対象とする還元事業の一環として、健康診断の助成制度を実施しています。ぜひこの機会にご活用いただき、皆さまの健康チェックにお役立て下さい！

■対象者：共済制度加入者（じょんから共済・特定退職金共済ほか）
　　先着650名限定
■助成額：健康診断を受けられた方1名につき1,000円

数に限りがございますので、お早めにお申し込みください。

●お問い合わせ　黒石商工会議所 共済担当　TEL:52-4316

記事：今秀輔

●労働保険の年度更新はお早めに!

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続き（平成24年度の確定保険料と平成25年度の概算保険料等の「申告・納付」手続のことをいう）を行っていただく時期となりました。
お早めにお近くの金融機関、郵便局等で手続きをお願いします。

平成25年度は、

6/3(月) ▶ 7/10(水) まで。

●お問い合わせ　黒石商工会議所 業務課　TEL:52-4316

記事：西沢弘

●健康保険の被扶養者でなくなった方の届出はお済ですか

被扶養者であった方が就職・結婚・別居・死亡・75歳になったなどにより、被扶養者の条件に該当しなくなった時は、5日以内に被扶養者から除く手続きとして「健康保険被扶養者異動届」を提出しなければなりません。また、その際には保険証の添付をお願いします。

●お問い合わせ　黒石商工会議所 業務課　TEL:52-4316

記事：山口奈保子

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増しするには、どんなものがあるのかな…

1 加入し、掛金を毎月積み立てておけば…

2 将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。

3 現役引退後の安心した生活設計が図れます。

★掛金は全額所得控除の対象になります。（左図は掛金月額3万円の場合）
●共済制度の詳しい内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

●お問い合わせ　黒石商工会議所　TEL:52-4316

小規模企業共済制度

平成23年1月から、個人事業主の「共同経営者」も加入できます！
一事業主につき「２名」まで。

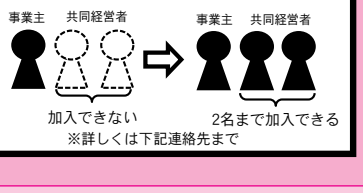
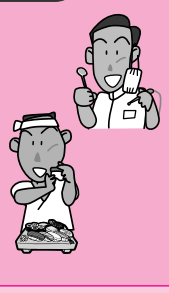
※詳しくは下記連絡先まで